

No.	項目	質問	回答
1	対象者について	退職後何年の期間経過が必要ですか？	市内の同法人での3年以上の経験（休職期間を除く）があり、離職の日から1年以上経過した者が対象となります。
2		現在保育士として働いているが、対象となりますか？	本補助は現在保育士として就労していない潜在的保育士を対象としているため、現在保育士として月96時間を超える就労をしている場合は対象となりません。ただし、月96時間を超える就労でない場合は対象となります。（No5参照）
3		現在、パートで保育士として勤務しています。その後、常勤で採用となった場合は、対象となりますか？	過去に市内の同法人施設での3年以上の経験（休職期間を除く）がある方が、やむを得ない事情により勤務時間を減らすため、1年以上パートで保育士勤務をしていたが、事情が解消し、再度、市内の同法人施設で96時間以上の勤務となる場合は対象となります。
4		3年以上の経験は、常勤での勤務が必要ですか？	雇用形態は問いませんが、月96時間以上の勤務をする月が36か月以上のある方が対象となります。
5		なぜ月96時間以上の勤務が必要なのですか？	当市の入所選考では、就労を常態としているとみなす時間として、64時間、96時間、128時間のラインで点数付けをしています。この常態としてみる時間の平均的な数値を真ん中の96時間としているため。
6		なぜ3年の経験が必要なのですか？	本補助は一定以上のキャリアを持つ保育士等を対象にすることによって、即戦力となる人材を獲得することを目的としています。キャリア形成の期間として3年を目安にしています。
7		同法人の市外の施設で勤務していた者を市内の施設で再雇用する場合、対象となりますか？	対象とならなりません。本補助は「過去に市内の民間特定教育・保育施設で保育士等として勤務をしていた者」を対象としています。
8		退職中の1年間、保育補助者として勤務していた者は対象となりますか？	対象となります。「退職の日の翌日から起算して1年を経過した者で、現に保育士等として、就労していないもの。」を対象としています。
9		定年退職で辞めた場合対象になりますか？	やむを得ない事情による退職にあたるので対象となります。
10	その他	この補助金の目的は何ですか？	特定・教育保育施設において即戦力として活躍出来る保育士等を確保し、教育・保育の質の向上を図ることを目的としています。
11		なぜ教育・保育の質の向上につながるのですか？	即戦力として活躍出来る保育士等を確保することにより、採用時からより手厚い保育が可能となるので、質の向上につながると考えています。
12		退職の要因はどのように確認するのですか？	施設が発行する就労証明書により確認します。